

学校法人寄附行為調査研究 役員の責任の免除・責任限定契約の規定例と金額〈速報値〉

公益社団法人私学経営研究会 調査

本年4月1日より改正私立学校法が施行され、役員の損害賠償責任に関する条項が追加されました。法改正に伴う寄附行為の変更の際には、「責任の免除」や「責任限定契約」について、「寄附行為に定めるほうがよいのか」「金額をどのように決めるのか」等の問い合わせが本会に多く寄せられていました。

この度、ホームページ上で公表されている全国の大学・短大法人の寄附行為と役員報酬規程をもとに調査を行い、7月末時点での速報値をまとめましたので、ご参考にしてください。

調査期間：令和2年4月10日～令和2年7月31日

調査対象：全国の大学・短大法人のHPに掲載された寄附行為及び役員報酬規程

調査法人数：542（大学474／短大68）

※うち役員報酬規程が揃っている法人440（大学390／短大50）

1 役員の「責任の免除」に関する規定

（寄附行為作成例）

第 条 責任の免除

役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

寄附行為に規定の有無		
ア	規定あり	463
イ	規定なし	79
合 計		542

「ア規定あり」の内容		
1	作成例と全く同じ	334
2	「責任の免除」のほかにも、損害賠償責任に関することを複数条にわたり定めている	35
3	損害賠償責任に関して章が別に設けられている	83
4	その他	11
合 計		463

上記「2」「3」：条の見出しの例

役員（学園）の（損害賠償）責任
役員为学校法人（この法人・本法人）に対する損害賠償責任
役員（理事）が自己のためにした取引に関する特則
役員 of 第三者に対する損害賠償責任
役員 of 連帯責任

2 非業務執行理事の「責任限定契約」に関する規定

(寄附行為作成例)

第 条 責任限定契約

理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、A 金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する B 法律の規定に基づく最低責任限度額との C いずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

寄附行為に規定の有無		
ア	規定あり	435
イ	規定なし	107
合 計		542

「ア規定あり」の内容

- A：金額の範囲（以上、以下、～を限度等）であらかじめ定めた額
 B：法律の規定に基づく最低責任限度額
 C：いずれか高い額（比較）

	A（金額の範囲）	B（最低責任限度額）	C（比較）	
1	〇〇円以上であらかじめ定めた額と	法定の最低責任限度額の	いずれか高い額	334
2	〇〇円以下で（又は〇〇円を限度に）あらかじめ定めた額と	法定の最低責任限度額の	いずれか高い額	10
3	年収の2倍（法定の最低責任限度額）を上限にあらかじめ定めた額と	法定の最低責任限度額の	いずれか高い額	45
4	〇〇円と （金額の範囲なし、あらかじめ定めた額なし）	法定の最低責任限度額の	いずれか高い額	5
5	（金額なし）あらかじめ定めた額と	法定の最低責任限度額の	いずれか高い額	7
6	「年収の2倍（法定の最低責任限度額）を限度とする」のみ	なし	なし	33
7	「〇〇円を限度とする」のみ	なし	なし	1
合 計				435

1 「 円以上」の集計

- ※ 報酬額については、役員報酬規程の「非常勤理事」に対する報酬で調査
- ※ 日額5千円未満は「報酬なし」として集計し、月額報酬で規定されているものは、12倍し年額で集計
- ※ 報酬額に範囲がある場合は、最も高い金額で集計
- ※ 賞与又は退職慰労金の支給がある場合は、別に報酬があっても「賞与・退職金支給」でカウント
- ※ 「具体的な金額なし」は、報酬規程で「報酬あり」としているが金額の表記がないもの
- ※ 「報酬の有無不明」は、役員報酬規程が公表されていないため不明なもの

役員報酬 寄附行為の金額	報酬なし	日 額		年 額				金 額 具 体 的 な 金 額 な し	退 職 金 支 給	不 明 報 酬 の 有 無	計
		5千円 ～ 2万円 未 満	2万円 以 上	36万円 以 下	37万円 ～ 60万円	61万円 ～ 100万円	101万円 以 上				
0円			1						4		5
1円	2								1		3
1万円	2	2	2	1					2	1	10
1.5万円									1		1
3万円						1				1	2
5万円	1	1	1				2		1		6
6万円	1										1
8万円									1		1
10万円	3	4	6	4	3	1	4	1	24	17	67
12万円				1					3	1	5
15万円										2	2
16万円										1	1
20万円		1	4	3	1		1		5	5	20
24万円			1	1					1		3
30万円		1		1		1		1	5	5	14
36万円									1	1	2
40万円	1		1						1	1	4
46.5万円										1	1
48万円				2							2
50万円		2	2	4	1	2	1		10	7	29
52万円									1		1
55万円						1					1
58万円									1		1
60万円				1					7	5	13
66万円										1	1
80万円				1						2	3
90万円					1					1	2
92万円										1	1
100万円	1	1	4	3	2	6	6	3	43	20	89
120万円							3		2	3	8
130万円									1		1
140万円						1			1		2
144万円						1					1
150万円				1					1		2

役員報酬 寄附行為の金額	報酬なし	日 額		年 額				金 額 具 体 的 な 金 額 な し	退 職 金 支 給 賞 与 ・ 退 職 金 支 給	不 明 報 酬 の 有 無	計
		5 千 円 ～ 2 万 円 未 満	2 万 円 以 上	36 万 円 以 下	37 万 円 ～ 60 万 円	61 万 円 ～ 100 万 円	101 万 円 以 上				
160 万円						2					2
168 万円									1		1
180 万円									1		1
200 万円						2	1		6		9
240 万円							2		2		4
250 万円									1		1
290 万円									1		1
300 万円									3		3
350 万円									1		1
400 万円								1			1
480 万円									1		1
492 万円							1				1
680 万円									1		1
1 千 万 円								2			2
合 計	11	12	22	23	8	21	18	8	135	76	334

2 「 円以下又は限度」の集計

役員報酬 寄附行為の金額	報酬なし	日 額		年 額				金 額 具 体 的 な 金 額 な し	退 職 金 支 給 賞 与 ・ 退 職 金 支 給	不 明 報 酬 の 有 無	計
		5 千 円 ～ 2 万 円 未 満	2 万 円 以 上	36 万 円 以 下	37 万 円 ～ 60 万 円	61 万 円 ～ 100 万 円	101 万 円 以 上				
10 万円		1								1	2
20 万円									1		1
100 万円	1		1	1					1	2	6
年間報酬 の 2 倍		1									1
合 計	1	2	1	1					2	3	10